**平成２２年（フ）第２２５９号**
京都市山科区西野山百々町184―１　八木マンション３号、住民票上の住所京都市西京区桂下豆田町７番地20　グランド桂102号
債務者　藤川　亮二
１　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第２２７２号**
京都市右京区常盤仲之町18番地　常盤コーポ202号室
債務者　林　美智子
１　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第４号**
京都府宇治市槇島町南落合61番地の１
債務者　山口　聖一
１　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第６００号**
奈良県桜井市安倍木材団地１丁目７番地の１
債務者　立花真由美
１　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
奈良地方裁判所

**平成２２年（フ）第３４２号**
徳島県名西郡石井町石井字石井201番地４セレノ・カーサＣ203号
債務者　岩本　賢二
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第４６１号**
徳島県小松島市櫛渕町字数延98番地　松﨑方、住民票上の住所徳島県阿南市羽ノ浦町中庄市20番地
債務者　大田やよい
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第５０４号**
徳島市国府町矢野325番地の２、旧住所徳島市入田町神ノ池53番地
債務者　髙橋　健二
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第５２２号**
徳島県徳島市国府町南岩延880番地
債務者　門　　武
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第５２８号**
徳島県板野郡板野町大寺字岡山路８番地346
債務者　横山　文男
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第５３０号**
徳島市国府町府中84番地の１―303号
債務者　澤　　孝幸
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第５３２号**
徳島市名東町３丁目267番地の２　ディアス名東102号室
債務者　後藤田幸子
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第５４６号**
徳島市北矢三町３丁目１番72―12号
債務者　大林　恵美
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第３５５号**
長野市大字栗田678番地、前住所長野市中条住良木8400番地41
債務者　宮尾　利治
１　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第３５６号**
長野市大字栗田678番地、前住所長野市中条住良木8400番地41
債務者　宮尾　光子
１　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第９６号**
高知県四万十市中村大橋通７丁目１番24号エルパレス802号室
債務者　藤﨑貴美子
１　決定年月日時　平成23年１月12日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
高知地方裁判所中村支部

**平成２３年（フ）第４号**
千葉県柏市新逆井１丁目27番18号
債務者　古屋　　強
１　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第１６２号**
山口県下松市潮音町６丁目４番３号
債務者　三土井奈美江
１　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
山口地方裁判所周南支部